

外部委託推進ガイドライン

平成14年10月

山 口 県

1 ガイドライン策定の背景

- これまでの取組 -

本県では、これまでも、行政の簡素・効率化を進める観点から、施設の管理運営業務や定型的・専門的な業務などを中心に、事務事業の外部委託を積極的に推進してきたところである。

- 厳しい財政状況、景気雇用情勢 -

しかしながら、県を取り巻く厳しい財政状況から、これまで以上の行政運営の効率化が求められているところであり、また、厳しい景気雇用情勢を背景に、ワークシェアリングなどへの関心が高まっている中、新たな雇用創出という観点からも、今後、一層の外部委託の推進に向けた取組が求められている。

- 県民活動団体との協働の推進 -

さらに、多様化する県民ニーズに的確に対応し、元気で存在感のある県づくりを進めていくため、公共的サービスの新たな担い手として期待される県民活動団体と行政との協働による、地方分権の時代にふさわしい新たな県づくりが求められているところである。

このような状況を踏まえ、県が行っている事務事業について、今後一層の外部委託を進めるため、その指針となるガイドラインを策定するものである。

2 ガイドラインの性格

このガイドラインは、全庁的に事務事業の外部委託を積極的かつ計画的に推進するための指針とする。

3 基本的な考え方

「民間でできることはできる限り民間にゆだねる」ことを基本として、行政と民間との適切な役割分担の下、効率性、専門性や行政責任の確保等の観点を踏まえ、外部委託を積極的かつ計画的に推進する。

4 外部委託の定義

「外部委託」とは、県が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保した上で、その事務事業を民間企業、外部の団体、個人などに委託することをいう。

5 外部委託を検討する業務・事業の範囲

県において専管的に実施しなければならないと考えられる次に掲げるものを除き、県が行う業務・事業全般を対象として幅広く検討を行う。

- (1) 法令の規定等により県が直接実施しなければならないもの
- (2) 許認可等の公権力の行使に当たるもの。ただし、これに付随する定型的な事務事業など、公権力の行使に直接関与しない部分については、関係法令に抵触しない範囲で外部委託できないかどうか検討する余地があること。
- (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定など県自ら判断する必要があるもの
- (4) 公正性や公平性の確保、個人情報保護のため、県自ら実施すべきもの（契約において機密保持等を明記することによりこれらの問題を回避できる場合を除く。）

6 外部委託の取組の方向

別表に掲げる定型的業務、専門的業務等については、従来から外部委託を進めてきた分野であり、こういった分野については、改めて事務事業の点検を行い、新規委託や委託内容の拡充など一層の取組に努めるものとする。

また、今後においては、特に、次に掲げる視点からの検討も併せて行うことにより、新たな分野における外部委託について、積極的な取組を進めるものとする。

(1) 新たな手法による外部委託の検討

企画から管理運営までを一括して行う委託や、複数の事務事業をまとめて一括して行う委託など、戦略的な外部委託について、今後、中長期的に検討を進めるものとする。

(2) 国の規制改革の動向を踏まえた外部委託の検討

公共サービス分野における民間参入規制などの法的規制のために委託が困難なものについても、現在、国において進められている規制改革によって外部委託が可能となることも考えられることから、こうした国の動向に十分留意しながら、可能なものから順次検討を進めるものとする。

(3) 県民活動団体との協働の推進

県民ニーズが多様化する中、県が直接実施するよりも、県民活動団体のきめ細かな専門的・先駆的な取組や団体間のネットワークなどを活用した方が、効果的・効率的に目標を達成でき、県民サービスの向上が見込まれる業務については、対等なパートナーであるとの認識の下に、県民活動団体への委託を積極的に推進するものとする。

7 外部委託の判断基準

どのような効果をねらって外部委託を検討するのか、あらかじめ明確にした上で、以下に掲げる視点から総合的に検討を行い、委託の適否を判断するものとする。

- 外部委託の効果 -

県民サービスの向上 人件費等経費の節減 効率性の向上（専門業者への委託による事務処理の迅速化、臨時的・短期的な業務への効率的な対応） 外部の専門的な知識・技術の活用 優先度の高い分野への行政資源の重点配分

(1) 県自ら実施すべき必要性の検証（民間との役割分担）

規制緩和等による民間企業の公共サービス分野への参入やNPO法人をはじめとする県民活動団体の活動の活発化など、公共的サービスの担い手の多元化の状況や、民間との役割分担を踏まえ、県が自ら実施する必要があるかどうかについて、検証すること。

多様化、高度化する県民ニーズに対して、最も効率的で質の高いサービスを提供できる主体はだれか。

民間にゆだねた方がより県民満足度の高い事業を行うことができるのではないか。

(2) コスト比較、効率性、費用対効果の分析

直営で行う場合と委託した場合とのコスト比較を行い、また、費用対効果にも留意しながら、外部委託を実施することにより総体として効率性が拡大するかどうかを検証すること。この場合、単に現行のコストと委託した場合のコストを比較するだけでなく、例えば非常勤嘱託員の活用なども視野に入れた幅広い検討を行う必要があること。

なお、短期的にはコスト削減効果が現れなくても、中長期的に見た場合にコスト削減効果が見込まれる場合もあることから、このような視点からの比較検証も必要であること。

[直営で実施した場合の所要経費]

事業費 + 人件費相当額 (年間人件費 × 当該業務従事割合)

[委託で実施した場合の所要経費]

委託費 + 県執行経費 (事業費 + 人件費相当額 (年間人件費 × 当該業務従事割合))

人件費は、給与のみならず、福利厚生経費等を含むトータルのコストとし、業務従事者の状況に応じ、各所属において適宜適切な方法により算定するものとする。

(参考) 職員 1 人当たり人件費の算出例

給与 共済組合事業主負担金等の福利厚生経費 退職手当相当額() を合算

退職手当相当額 = 定年退職者の平均退職手当額 ÷ 38年

(3) サービスの質の確保

あらかじめ県として確保すべきサービスの水準を明確にし、外部委託によって県民サービスが低下することがないかどうか検討すること。また、将来にわたって県民サービスの水準の確保が図られるよう、中長期的視点も踏まえて委託の内容及び手法等の比較検討を行う必要があること。

(4) 県としての適正な事業執行の確保

県民サービスの公平性の確保、個人情報等の機密保持、緊急時の対応など、県として適正な事業執行が確保できるかどうか検討すること。

8 実施に当たっての留意事項

(1) 民間企業等の状況把握

外部委託の相手方となり得る民間企業等の把握・発掘に努めるとともに、その技術水準など業務遂行能力に留意すること。

(2) サービス水準の確保

仕様書において達成すべきサービス水準をできる限り具体的に明記しておき、サービス水準の確保に努めること。

(3) 責任の明確化

県としての行政責任を果たす必要があることから、契約に当たっては、県と委託先の責任の範囲をあらかじめ明確にしておくとともに、契約の履行過程において県の管理監督が十分に働くよう留意すること。ただし、過度の干渉により委託先の企業努力（効率化等）のインセンティブを阻害することのないよう留意すること。

(4) 機密の保持

機密の保持等が必要な事務事業については、機密保持が担保されるよう契約において明確にしておくこと。

(5) 競争性・透明性・公平性の確保

委託の相手方の選定に当たっては、競争性・透明性・公平性をもった入札等の契約手続をとること。

(6) 外郭団体への委託

外郭団体を委託の相手方とする場合は、事務事業の性質上、当該外郭団体以外への委託になじまないものであるかどうかを精査するなど、その選定理由を明確にすること。

(7) これまでのノウハウ等の維持・承継

これまで行政内部で蓄積してきた知識、技術、ノウハウの継承及び更新に努めながら、民間の持つ専門的な技術力等を最大限活用するよう留意すること。

(8) 委託効果の検証と見直し

委託後においても、サービスの質やコストの妥当性など、その効果を随時検証し、必要に応じて委託内容や委託料の積算見直しを行うなど、より効果的な委託の推進を図ること。

9 取組の推進

(1) 事務事業の点検

各部局においては、毎年度、事業評価や予算編成過程等において、別記「外部委託推進に向けた事務事業点検フロー」を参考に事務事業の点検を行い、外部委託の推進に向けた継続的な取組に努めるものとする。

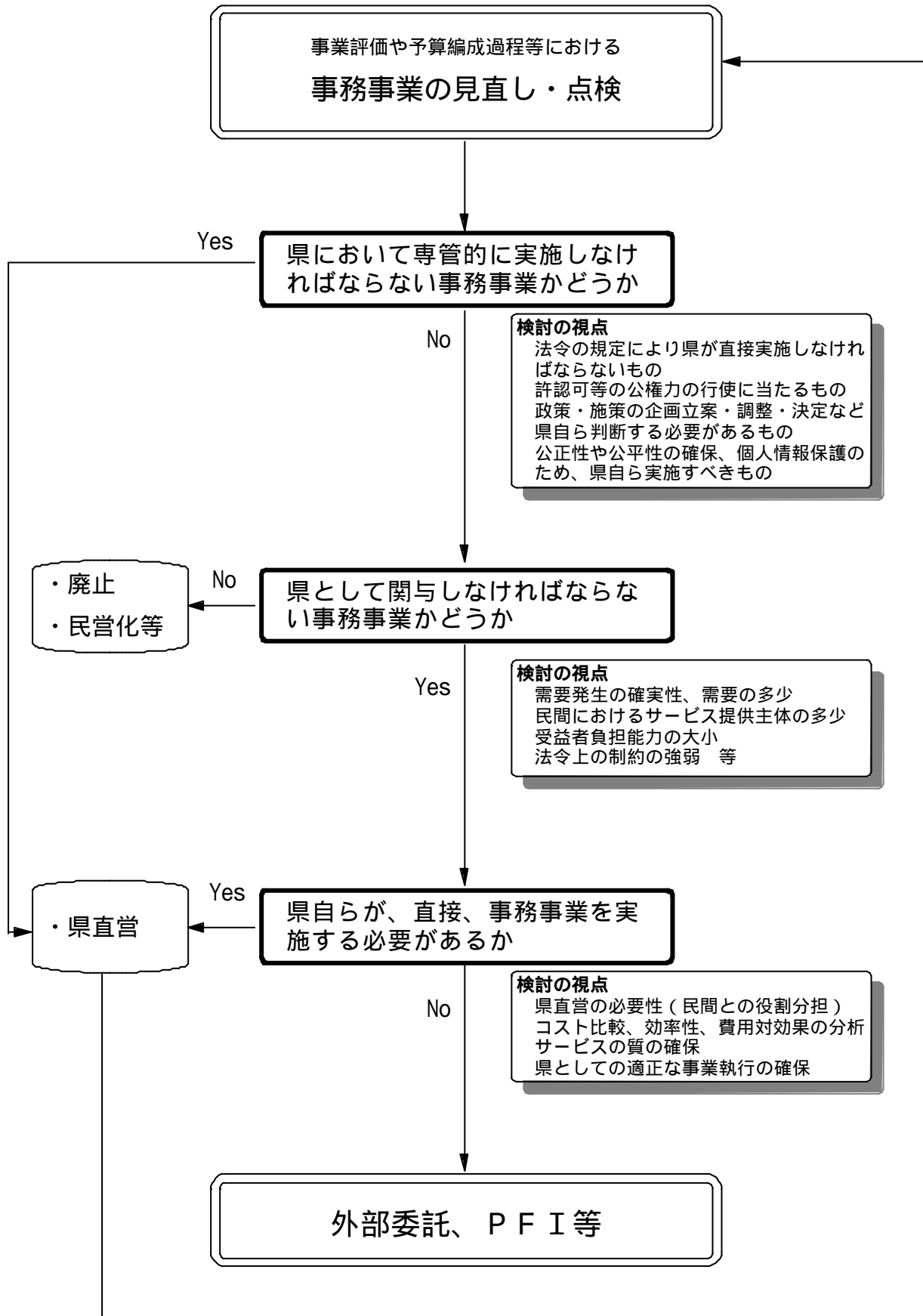
(2) 実施計画の策定

各部局における事務事業の点検による見直し及び検討結果を踏まえ、今後、「外部委託推進実施計画」を策定し、計画的な取組を行うものとする。

別 表

区 分	検 討 対 象 業 務 例
<p><u>定型的業務</u></p> <p>定型的、大量に発生する業務で、委託により行政運営の効率化や経費の節減などが期待できるもの</p>	<p>集計・電算入力・台帳整備等データ管理業務 各種アンケート・統計・調査業務 窓口サービス業務（各種受付業務、資料貸出、情報提供業務等） その他（文書収発、資料の整理保存等）</p>
<p><u>専門的業務</u></p> <p>高度な技術、専門的な知識を必要とする業務で民間の専門的な能力を活用した方が効率的なもの</p>	<p>公共事業関連業務（測量・地質調査、土木設計、建築設計等） 土木施設等維持管理業務（港湾施設、ダム施設、道路等の保守管理等） 用地買収等関連業務（移転登記等） 技術指導・相談業務（技術指導、経営指導・相談等） 免許試験関係業務（資格試験の実施、免許・許可証の登録、交付等） 調査研究・分析・検査・検定業務（水質検査、地質検査、依頼分析等） 情報化関連業務（システム開発、ネットワーク管理、電算システムの運用管理等） その他（医事事務、法務事務等）</p>
<p><u>企画運営業務</u></p> <p>民間の企画、構想力、ノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できるもの</p>	<p>イベント、シンポジウム等の企画運営業務 研修、講座等開催業務（研修業務、研修会・講習会の企画運営等） 計画・構想策定関連業務 広報業務（広報誌・番組の制作等） その他（物産振興業務等）</p>
<p><u>施設の管理運営業務</u></p> <p>公の施設の管理運営で、委託により弾力的・効率的な運営が期待できるもの</p>	<p>公の施設の管理運営業務（文化施設、体育施設、福祉施設等の管理運営） 庁舎等の維持、管理業務（県有施設の警備、清掃、設備機器の保守点検業務等）</p>

外部委託推進に向けた事務事業点検フロー



継続的な見直し・点検